



商業登記の新しい執務様式

司法書士 土井万二

今年も新年度とともに桜の美しい季節がやってきました。昨年同様、今年も名所での花見には行けそうにはありませんが、山陰の小京都と言われる島根県津和野町の花見には出かけてみたいと思っています。津和野町出身の絵本作家 安野光雅さんの絵本そのものの美しさに感動する小さな町です。

今、商業登記実務において激変が起こっています。商業登記法及び商業登記規則が改正（令和3年2月15日施行）されました。商業登記法改正は令和元年12月に公布されており、脱はんこが提唱される以前の改正です。この改正により、登記所への印鑑届の義務が廃止されました。私は、オンライン申請推進の観点から、印鑑届をしていない株式会社は、個人番号カード（マイナンバーカード）による公的個人認証電子証明書を利用した電子署名が利用されるのではないかと考えていたのです。

ところが、脱はんこ社会への移行により、法務省は令和2年6月に新しく事業者署名型（立会人型）である電子署名（弁護士ドットコム株式会社が提供するクラウドサイン）を商業登記のオンライン申請に限り利用できるように定めました。今、上場会社などでの取締役会は、参加者全員が自宅からテレビ会議システムを利用している場合が増えてきました。この場合、実質1枚の議事録へ押印することに困難が生じますので、自宅のPCやスマートフォンからの簡単な操作で、押印に代わる措置（電子署名）をPDFファイルに講じることが可能になったのです。既に登記申請においても利用され始めています。この電子署名を利用するとはんこを押すためだけに出社する必要がなく、郵送などにより回覧する必要もなくなったのです。

さらに、商業登記規則改正に伴う通達により、

脱はんこの対象外と考えられていた商業登記の添付書類において、「法令上、押印又は印鑑証明書の添付を要する旨の規定がない書面については、押印の有無について審査を要しない」とこととなりました。例えば、取締役会設置会社の取締役及び監査役の就任承諾書は、パソコンにより作成した記名だけで押印のないものも添付書類として適正であり、受理されることになりました。また、株主リストについては、運用が始まった時の通達では登記所への届出印を押印しなければならない旨の規定がありましたが、通達の規定であり法令上の規定ではないため、押印すら不要と改められたのです。これには衝撃を受けました。今まで司法書士実務や登記所内の執務では署名又は記名押印することが当然であり、誰もがこの慣習に疑問すら抱くことがなかったのです。今後も、司法書士業務としては、申請担保のため署名又は記名押印を求めていくことが予想されます。しかし、この考え方も過去の常識や慣習から脱却できていないかもしれません。

PDFファイルに利用できる電子証明書の制限が緩和され（印鑑届をした者が署名する場合は商業登記電子証明書に限定されていた規定が削除）、かつ利用できる電子証明書の範囲が拡大されたことにも驚きました。また、事業者署名型（立会人型）である電子署名は、従来はオンライン申請に限定されていましたが、今後は、書面による申請書と共にPDFファイルをCD-R等に記録して管轄登記所に提出又は送付することも可能になりました。

今、まさに脱はんことデジタル社会に適応した商業登記の新しい執務様式を実践していく時が到来したのです。

（どい まんじ）